

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和3年9月10日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和3年9月10日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和3年8月30日

鹿児島県知事 塩田康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

Aコープ国分店

霧島市国分中央4丁目3004

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

ア 変更前 2,050平方メートル

イ 変更後 1,796平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

ア 変更前 第1駐車場 敷地東側 50台

第2駐車場 敷地北側 24台

イ 変更後 第1駐車場 敷地東側 50台

第2駐車場 敷地北側 13台

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(ア) 変更前 午前9時30分から午後9時まで

(イ) 変更後 午前9時から午後10時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(ア) 変更前 午前9時から午後9時30分まで

(イ) 変更後 午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 変更前 第1駐車場 2箇所 敷地南側及び東側

第2駐車場 1箇所 敷地北西側

(イ) 変更後 第1駐車場 2箇所 敷地南側及び東側

第2駐車場 1箇所 敷地北側

3 変更年月日

令和4年4月26日

4 上記2の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

ア 株式会社エーコープ鹿児島 代表取締役 中村茂三

鹿児島市西別府町3200番地9

イ 松元武司

霧島市国分中央4丁目3092-3

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置及び収容台数

第1駐輪場 店舗建物東側 30台

イ 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設1 店舗建物北側 54平方メートル

ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物保管施設1 店舗建物北西側 5立法メートル

廃棄物保管施設2 店舗建物北側 10立法メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

5 届出年月日

令和3年8月26日